

# 当組合のカードローンをご解約された一部のお客様 へのお詫びとお知らせ

平成 27 年 4 月 10 日  
理事長 藤 井 寛 行

当組合のカードローンをご解約された一部のお客様について、当組合の事務処理の誤りにより、カードローンのお利息を過大（お客様一人あたり、最大で1カ月に1円）に徴収していることが判明いたしました。

当組合の不手際により、大変なご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

対象となるお客様には、本日お詫びの文書をお送りさせていただきました。この文書では過大にいただいてしまったお利息の返金方法についてご案内いたしておりますが、ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

今後このようなことが再び発生しないよう、組合内の事務管理体制の一層の強化に努めてまいります。引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

東京都職員信用組合 融資課

電話 03-3349-1402

担当 しもむら もり  
下村・森